

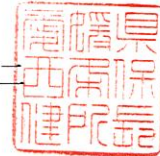
許可番号 03810048652

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県新居浜市瀬戸町3番82号
氏 名 有限会社高橋産業
代表取締役 佐々木 雄介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 4年 8月 5日
令和 9年 7月 6日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず等の混合物(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県新居浜市寿町甲4451番1

(面積)

①②⑤⑦各々0.28㎡、③3.0㎡、④⑫⑭⑮各々0.38㎡、⑥0.66㎡、
⑧0.08㎡、⑨0.61㎡、⑩0.16㎡、⑪0.24㎡、⑬1.16㎡、
⑯1.65㎡、⑰8.35㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①燃え殻、②汚泥、③廃プラスチック類、④廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
⑪「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず、
⑫「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
⑬廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
⑭がれき類、⑮がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(裏面へ続く)

(裏 面)

⑯廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物」（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）

⑰「廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類」

(積替えのための保管上限)

①②⑤⑦各々0.2m³、③4.56m³、④⑫⑭⑮各々0.28m³、⑥0.48m³、
⑧0.02m³、⑨0.24m³、⑩0.05m³、⑪0.13m³、⑬0.39m³、
⑯2.64m³、⑰9.77m³

(所在地) 愛媛県新居浜市船木甲5396番1

(面 積)

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩各々1.32m²、⑪13.68m²、⑫⑬各々6.84m²、
⑭16m²、⑮6.84m²

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

① 廃プラスチック類、②廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、③紙くず、
④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦燃え殻、(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
⑧廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

⑨がれき類、⑩がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、⑪木くず、⑫「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、⑬「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、
⑭「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物」、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）」
⑮廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類

(積替えのための保管上限)

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩各々0.4m³、⑪16m³、⑫⑬各々8m³、
⑭32m³、⑮10m³

(積み上げることのできる高さ) ⑭2m

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 9 年 7 月 7 日
○更新許可	平成14年 7 月 7 日
○更新許可	平成19年 7 月 7 日
○更新許可	平成24年 7 月 7 日
○代表者変更(旧：高橋 利夫)	平成26年12月22日
○変更許可	平成28年10月14日

(燃え殻、汚泥、繊維くず、ゴムくず、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」等の混合物」（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）
以上5種類及び積替え保管場所の追加)



(2 枚 目)

○商 号 変 更 (旧 : 有限会社高橋産業)	平成 29 年 1 月 9 日
○更 新 許 可	平成 29 年 7 月 26 日
○変 更 届 出 (積替え保管施設の変更)	平成 30 年 12 月 28 日
○代 表 者 変 更 (旧 : 高橋 モリミ)	令和 2 年 10 月 14 日
○変 更 許 可	令和 3 年 5 月 18 日
(廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、 「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上 2 種類の追加及び積替え保管施設の変更)	
○更 新 許 可	令和 4 年 8 月 5 日
○代 表 者 変 更 (旧 : 佐々木 良樹)	令和 6 年 2 月 19 日
○変 更 届 出 (積替え保管場所の追加)	令和 6 年 4 月 3 日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

